

## コノホシロゴデザイン等使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、兵庫県以外の者が、本県育成水稻品種コノホシのロゴマークおよび精米袋デザイン（以下、「ロゴデザイン等」という。）を使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴデザイン等に関する権限)

第2条 ロゴデザイン等に関する一切の権限は、兵庫県に属する。

### (使用の申請)

第3条 ロゴデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ兵庫県農林水産部農産園芸課長（以下、「農産園芸課長」という。）に使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1)国、または地方公共団体が公用または公共用に使用する場合
- (2)放送機関、新聞社、通信社その他報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3)農業協同組合、米卸事業者、米小売事業者等がパンフレット、広告等（商品の容器および包装を除く）に使用する場合で、コノホシの生産、流通または消費拡大効果が期待できる場合
- (4)個人が非営利目的でコノホシの情報発信に使用する場合
- (5)その他 農産園芸課長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

2 農産園芸課長は、前項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、コノホシロゴデザイン等使用承認通知書（様式第2号）を申請者に送付する。

### (使用の基準)

第4条 ロゴデザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、農産園芸課長は使用を認めないものとする。

- (1)コノホシの信用やイメージを害するものと認められる場合
- (2)法令および公序良俗に反するものと認められる場合
- (3)その他、農産園芸課長が承認することを不適当と認めた場合

### (使用料)

第5条 ロゴデザイン等の使用料は、無料とする。

### (使用の条件)

第6条 ロゴデザイン等の表示は、別記「コ・ノ・ホ・シ ロゴマーク使用ガイドライン」

(以下「ガイドライン」という。) のとおりとする。

- 2 ロゴデザイン等を精米袋に使用する場合は、袋詰めするコノホシが兵庫県認証食品の認証を受けているものに限ることとする。
- 3 その他、農産園芸課長は、必要があると認める場合には、ロゴデザイン等の使用方法等について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴデザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載、又は承認通知書を受けた用途のみに使用すること。
- (2) ロゴデザイン等の一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、農産園芸課長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(ロゴデザイン等の使用期間)

第8条 ロゴデザイン等の使用期間は、申請のあった期間とする。

(承認内容の変更等)

第9条 ロゴデザイン等の使用者が、承認を受けた内容について、変更をしようとする場合は、コノホシロゴデザイン等承認内容変更申請書（様式第3号）を、あらかじめ農産園芸課長に提出しなければならない。

- 2 農産園芸課長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、コノホシロゴデザイン等承認内容変更承認通知書（様式第4号）を申請者に送付する。

(承認の取り消し等)

第11条 農産園芸課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認の取り消し又は使用を禁止することができる。

- (1)使用者がガイドラインに反して使用した場合
- (2)使用者がこの要領に違反した場合
- (3)使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
- (4)申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5)その他ロゴデザイン等の使用継続が不適当であると認められる場合

- 2 農産園芸課長は、使用者にロゴデザインの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

(経費等の負担)

第12条 兵庫県は、この要領によりロゴデザイン等を使用した者に対し、その使用に係る一切の経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 兵庫県は、ロゴデザイン等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第14条 農産園芸課長は、ロゴデザイン等の使用状況について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要領に関する事務は、兵庫県農林水産部農産園芸課が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザイン等の使用に関し必要な事項は、農産園芸課長が別に定める。

付則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(別紙様式1号)

コノホシロゴデザイン等使用申請書

年　月　日

兵庫県農林水産部農産園芸課長 様

申請者  
住 所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

コノホシロゴデザイン等使用要領第3条第1項の規定に基づき、コノホシのロゴデザイン等を下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用しようとするデザイン ※使用するデザインにチェック

- ロゴマーク  
統一精米袋デザイン

2 使用用途

3 使用期間

(添付書類)

- 申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- 使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）
- 精米袋に使用する場合は、精米するコノホシの兵庫県認証食品認証書の写し  
※複数事業者から仕入れ等する場合は、代表的な生産者等のもの

(別紙様式2号)

コノホシロゴデザイン等使用承認通知書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

兵庫県農林水産部農産園芸課長

年 月 日付けで申請のあった下記については、コノホシロゴデザイン等使用要領第3条第2項の規定に基づき、使用を承認します。

記

1 使用するデザイン

2 使用用途

3 使用期間

(別紙様式3号)

コノホシロゴデザイン等承認内容変更申請書

第 号  
年 月 日

兵庫県農林水産部農産園芸課長 様

申請者  
住 所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

年 月 日付け 第 号で承認通知のあったコノホシロゴデザイン等の使用について、コノホシロゴデザイン等使用要領第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用しようとするデザイン ※使用するデザインにチェック

- ロゴマーク  
統一精米袋デザイン

2 使用用途

3 使用期間

(添付書類)

- 申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- 使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）
- 精米袋に使用する場合は、精米するコノホシの兵庫県認証食品認証書の写し  
※複数事業者から仕入れ等する場合は、代表的な生産者等のもの

(別紙様式4号)

コノホシロゴデザイン等承認内容変更承認通知書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

兵庫県農林水産部農産園芸課長

年 月 日付けで申請のあった下記については、コノホシロゴデザイン等使用要領第9条第2項の規定に基づき、使用を承認します。

記

1 使用するデザイン

2 使用用途

3 使用期間